

## 第238回宮城県個人情報保護審査会会議録

### 1 開会

事務局

ただいまから、第238回宮城県個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の定足数ですが、中原委員から欠席の連絡がありましたので、5名のうち4名の委員に御出席いただいております。半数以上の出席を必要とする、個人情報保護条例第50条第2項の定足数を満たし、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。なお、本日審議を予定しております甲第45号事案（施設入所希望者に係る個人情報の直接収集の原則の例外事案）については、情報公開条例第19条の規定に基づき、公開での審議となります。

また、新年度になり、新しく事務局を担当することになりました職員を紹介いたします。

佐藤主任主査でございます。

長谷部主事でございます。

今年度もよろしくお願ひいたします。

それでは、米谷会長、よろしくお願ひいたします。

### 2 議事

#### (1) 諮問甲第45号事案（施設入所希望者に係る個人情報の直接収集の原則の例外）に係る審議

米谷会長

それでは次第に従い、議事を進めてまいります。

本日は、甲第45号事案について、実施機関からの説明を予定しておりますが、その前に、事務局から配付資料等について説明願ひます。

事務局

事務局より御説明させていただきます。本日は後ほど実施機関からの説明と質疑応答を予定しておりますので、事務局からはお配りした資料と事案の概要だけを簡単に説明させていただきます。

お手元に黄色のファイルを1つ配布しております。赤いインデックスが関係資料、青いインデックスが参考資料となります。

赤インデックス1の2枚目の左上に別紙と記載のある資料を御覧ください。こちらが事案の概要となります。本諮問案件は条例第7条第3項第9号に基づく個人情報の本人からの直接収集の例外事案ということで、実施機関は宮城県知事、担当課は保健福祉部長寿社会政策課となっております。同種の諮問を平成13年から数年おきに行っており、今回で7回目の諮問となります。事務の具体的な中身は実施機関から説明させていただきますが、概略を申しますと県内の介護保険施設へ入所を希望している方の個人情報を収集し、県の介護保険施設整備計画の見直し等に反映する基礎資料を得ようとするものです。ポイントとしましては、一定の精度をもった実数を把握するために県が個人情報を集め、重複を除外したいと考えているところかと思ひます。なお、この整備計画につきましては、青インデックス2に冊子としてまとめてありますので、参考にしていただければと思ひます。

赤インデックス2が本件調査の実施要領となっております。インデックス3が実際の調査票、4、5が過去に出された答申にあった留意事項や要請への対応経緯、6が関係法令、7が前回の答申となっております。

また、あわせて本日机上配布しておりますが、論点整理（未定稿）という資料に、従来の諮問内容との相違点や過去の主な論点を事務局の方でまとめてあります。相違点ということですが、前回は県の計画と並行して国からの全国調査があり、こちらへの回答を行うために従来と同じ調査を行う必要性があったのですが、今回は前々回等

と同じく県の計画にのみ調査を行う必要があるということと、県の計画についてより高い精度の情報を反映させたいことから、従来県が収集していたものに加えて1点追加で個人情報を収集したいということが挙げられます。

簡単ですが、以上が事務局からの説明となります。

米谷会長

ありがとうございます。それでは諮問甲第45号事案について、実施機関から御説明をお願いいたします。

実施機関

保健福祉部、長寿社会政策課、総括担当副参事兼課長補佐の平塚、担当の大内、栗原でございます。配布している資料に基づき説明させていただきます。

まず、1ページ目が諮問に関する書面です。2ページ目に事務の概要を記載しております。「1事務の名称」は、『令和2年度介護保険施設入所希望者調査』です。当該調査につきましては、同様の調査を平成13年度以降3年ごとに実施しており、これまでも本審査会に諮問し答申をいただいた上で実施しています。「3収集する個人情報の類型及び内容」につきまして、介護保険施設への入所申込者の介護保険被保険者番号、氏名、性別、生年月日、満年齢、住所地、要介護度、現在の居住場所、申込年月日及び利用希望状況を調査いたします。「4収集元」につきまして、県内の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設です。対象施設は、令和2年4月1日現在で特別養護老人ホーム198箇所、介護老人保健施設92箇所、合計290箇所ございます。「5事務の概要」につきまして、特別養護老人ホームへの入所申込者が、令和2年1月1日現在で利用定員11,711人を大幅に上回る22,760人となっております。ただし、多くの方が複数の特養に重複して申込みを行っていると考えられることから、入所申込者の実態を把握するために調査を実施するものです。『令和2年度介護保険施設入所希望者調査』につきましては、県で策定する「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」について3年ごとに見直しを行う必要があり、第7期計画が平成30年度から令和2年度までの計画期間となっていることから、令和2年度に第8期計画を策定する際の参考資料として利用するものです。「6収集の概要」につきまして、3ページ目の実施要領案を御覧いただきたいと思います。「3(3)調査手法」につきまして、利用者申込みデータを所定様式のデータとしてとりまとめ、調査項目ごとに状況を把握する予定です。調査票データはCD-R等の記録媒体により収集を行います。「4データ処理方法」につきまして、施設ごとのデータをもとに一覧表を作成し、介護保険被保険者番号等で並べ替えを行い、重複申込みの実態、施設種別ごとの入所希望者実数、入所希望者の現在の居住場所や年齢、要介護度、申込時期、利用希望状況等を抽出、分析するものです。個人情報を含んだ生データは統計処理終了後に抹消廃棄いたします。「7個人情報の保護」につきまして、個人情報保護条例に基づき本人の権利利益を侵害しないよう取り扱い、また入所希望者から情報提供拒否の意思表示がされている場合には、本人を特定できない情報のみを調査票に記載することとしております。

5ページ目には調査票様式を掲載しております。前回、平成29年度の調査の違いとして、前回は、「緊急度」を調査しておりました。これは、「入所の必要性が高い」、「1年程度で入所が必要となる見込み」など、入所の緊急度を4段階に分けて訊いていたものです。今回は、それに代えて「利用希望状況」を調査いたします。これは、即時入所希望なのか、即時ではないが入所を希望しているのか、あるいは名前だけが残っている状態なのかなどを区別するために調査するものです。

8ページ目の「令和2年度介護保険施設入所希望者調査 調査手順」に移ります。前回調査と同様、調査から分析、廃棄までを長寿社会政策課が行い、データ精査のみ

市町村に依頼いたします。

9から11ページ目に、前回の介護保険施設入所希望者調査の答申における留意事項への対応状況をまとめております。9ページの留意事項5につきまして、介護保険施設への入所希望者に対し、本件計画見直しのために、県が介護保険施設から入所希望者の個人情報を収集し、利用することがある旨周知徹底を図ることとのことでした。対応につきましては、平成27年3月20日に「宮城県指定介護老人福祉施設入所指針」を改正し、入所申込書の参考様式に「県が入所申込書に記載されている個人情報を収集し利用することがある」旨を追記しました。また、各施設へ送付する調査依頼文にも、「各施設において、上記の内容を入所申込者やそのご家族等に対し説明を行う等の配慮をお願いしたい」旨を記載しております。

11ページの前回の諮問の答申における審査会からの要請につきまして、今後、住所氏名等の直接的に個人が識別される個人情報を収集することなく調査・分析できる体制を整備するよう努めることとされています。対応につきましては、県としましては、平成15年8月から「指定介護老人福祉施設入所指針」に基づき、入所申込書に介護保険の被保険者番号等を記載するよう示しております。しかし、被保険者番号が記載されていない申込書が相当数あり、前回の介護保険施設入所希望者調査時における未記入の割合は仙台市を除き10.9%でした。複数施設に申込みしている方の割合が54.1%であることを踏まえると、被保険者番号のみで調査を行う場合、無視できない程度の誤差が発生する可能性が高いと思われれます。

また、入所申込後、入所までの間に別の市町村に住所を移動した場合、現行制度上では被保険者番号が変更されてしまうため、被保険者番号のみで重複申込を把握することは困難な状況でございます。以上より、今回の調査におきましても前回調査と同様、住所、氏名等の個人情報を収集することにさせていただきたいと思っております。

以上、概要を御説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

米谷会長

どうもありがとうございました。それでは、今の説明、その他関連したことについて、委員の方から質問がありましたらお願いします。

野呂委員

黄色のファイルの9ページの5番に関連した質問です。答申を受けて平成27年3月20日に入所指針を改正し、入所申込書の参考様式に、県が入所申込書に記載されている個人情報を収集し、利用することがある旨を追記しましたとありますが、これに対して入所申込者が同意したという記載もあるのでしょうか。

実施機関

青インデックスの1に参考資料として入所指針をお配りしております。その中に入所申込書の参考様式がございまして、こちらの下部に提供しませんというような文言ではないのですが、県が個人情報を収集する可能性があることを施設から申込者に説明をしていただくようお願いしております。もしこのときに提供しませんと申し出た方がいらっしゃったときには、今回の調査には含めないで回答していただく流れとなっております。

野呂委員

この介護保険施設は民間企業が多いと思っております。となると、その介護保険施設は個人情報保護法の適用を受けると思いますが、その介護保険施設からすると利用希望者の情報を県に提供することになるので、第三者提供の問題が出てきますよね。原則禁止で、例外はどこに当たるのかということを考える必要があると思っております。同意をきちんと取っているのであれば、そこはクリアできるのでしょうか、今の御説明だとオプトアウト的な、積極的にいいですよという意思表示がない限りは提供してもいいような内容になるかと思っております。個人情報保護法はオプトイン的な発想で、積極的に同意を求めていると思うので、その整理が気になりました。今までどのような運用を

実施機関 されていたのか分かりますか。

事務局 現在までは、照会する中で、個人情報の提供を拒否している方については、氏名と生年月日を除いて、個人を特定できないような形で情報をいただくというような対応をしておりました。個人情報保護法の制限につきましては、現在手元に資料がなく正確なことを申し上げられません。

米谷会長 事務局から補足をさせていただきます。論点整理（未定稿）の2の最初の○を御覧いただければと思います。各施設から県への個人情報の提供につきましては、過去の諮問の際に、個人情報保護法第23条第4号で整理していたという経緯があったようです。この規定に関しましては、裏面及び2枚目に参考として条文を記載しております。今回は最初に下線を引いている箇所になります。

野呂委員 野呂委員、よろしいですか。

米谷会長 第4号に今回のような調査が該当するのかというところにやや疑問はありますが、このような整理で実施されていたというのは分かりました。

米谷会長 では、私からよろしいでしょうか。

実施機関 赤インデックス1の別紙2枚目の5事務概要についてです。特別養護老人ホームの入所希望者がというところで、22,760人となっているとの記載がありますが、これは入所希望件数という理解でよろしかったですか。この数字の中に重複している件数があるから、除外して実数を出したいということですよ。

米谷会長 はい。3ヶ月に1度特別養護老人ホームの方から入所者数や入所希望件数、現在の待機者数を数字のみいただいております。その数字を単純に足しあわせたものが22,760人ということになりまして、過去の経緯からこの中には重複申込みされている人が相当数いると考えられるということでございます。

米谷会長 では、正確にいうと件数ということですね。

実施機関 そうですね。延べ人数といいましょうか。

桑村委員 前回の県調査からの違いで、緊急度の項目を削除し、利用希望状況の項目を追加したとあるのですが、これは実質的には項目名が変わったということなのか、調査している内容、得ている情報の性質についても違うものが含まれているのかについて御説明いただけますか。

実施機関 似通ってはおりますが、正確には異なるものとなっております。

桑村委員 緊急度は、施設側で判断する要素が入っている性質の情報ではありますが、利用希望状況は単に利用希望者の状況を把握するだけの情報となります。

桑村委員 即時入居の希望があって、以前は緊急度がないと判断していたら緊急度には当たらなかったものを、現在ではその部分を本人の意向ということで違う表記になると、そういう違いでしょうか。

実施機関 以前ですと、入所の必要性が高いですとか一年程度で入所の必要性があるというような恣意的な捉え方が可能な聞き方になってしまっていたのですが、改めて、意向としてすぐにも入所したいのか、あるいはいずれ介護度が悪化したときのためなどに入所を希望しているのか、中にはもう連絡が取れないような方もいますので、そういった形でより直近で入所したいと考えられている方が何人いるのかを把握するべく項目を改めております。

桑村委員 分かりました。ありがとうございます。

米谷会長 他にございますか。

事務局 ないようであれば、事務局から論点整理について説明をお願いします。

事務局 では、論点整理について説明させていただきます。冒頭でも少し触れましたが、お

手元に配布いたしました論点整理（未定稿）で、前回の諮問事項と変わっているところをいくつか列挙しました。

相違点の○の1つ目です。前は県の計画と並行して国からの全国調査があり、こちらへの回答を行うために従来と同じ調査を行う必要性があったのですが、今回は前々回等と同じく県の計画にのみ調査を行うものとなっております。

○の2つ目です。こちらは相違点ではないのですが、諮問理由として念のため記載しているもので、赤インデックス7にある前回の答申では、第3留意事項1として、「今後、計画見直しのために、個人情報を収集する際には、収集項目を変更しない場合であっても、その時点の状況を踏まえた収集の相当性を判断する必要があるため、諮問すること」としておりました。

○の3つ目です。前回との相違点であり、2つ目の諮問理由となる収集項目の追加です。利用希望状況という項目を追加したいという意向であり、こちらは従来諮問対象となったことはありません。

続いて2過去の論点になります。過去に審査会で御質問があって、実施機関が回答してきた内容をまとめております。

○の1つ目です。各施設から県への提供の整理ですが、個人情報保護法第23条第4号に「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」と定めがありますので、こちらで整理しておりました。

○の2つ目です。介護保険の被保険者番号と氏名等の個人情報はすべて収集する必要があるのかという点です。実施機関としては重複除外及び情報分析のためという2つの理由があつて必要であると考えており、審査会からの要請への対応についてという資料でも説明がなされているところですが、被保険者番号の記載がされず、氏名のみ記載の申込書も相当数あること、複数施設申込者も多く誤差が生じる可能性が高いこと等から、やむを得ず県で情報を収集しなければならないということとなっております。重複除外及び情報分析のためにはこちらに列挙した項目が必要になるというようなことで、中には使う理由が重複している情報もある形となっております。

こちらの資料についての御説明は以上となります。

米谷会長

ありがとうございます。では、引き続き御意見・御質問ありましたらお願いいたします。

答申案をどのようにするかは後ほど議論するとして、諮問について適当であるか不適当であるかを議論したいのですが、野呂委員が先ほど留意事項等について御質問されていましたが、この点はどうか。

野呂委員

諮問自体は相当だと思います。質問したところの関係ですと、諮問からは逸れてしまうのですが、各施設への案内や入所希望者への説明の仕方については少し考えておりました。

米谷会長

分かりました。従前の個人情報を収集するときの留意事項として答申することもあり得ますので、そこは引き続き御検討いただくこととして、諮問自体は妥当ということで進めてよろしいでしょうか。

【各委員異議なし】

米谷会長

では、答申案について説明をお願いいたします。

事務局

只今お配りいたしましたのは、答申案のたたき台となります。論点整理を踏まえた上で、議論の便宜のために従前の平成28年度の答申に今回の相違点を加えた上で、

削除する部分には取り消し線を、変更・追加となった部分には下線を引いたものとなっております。このたたき台は、諮問の内容をそのまま妥当と認める場合にはこのような形になるかなというイメージで作成したもので、これに本日の御審議、あるいは今後の御審議を踏まえまして、加筆修正等をしていくような形で御活用いただければと考えておりました。

米谷会長 はい、ありがとうございました。では、各自目を通していただければと思います。

御確認いただいた上で、御意見ある方はいらっしゃいますか。

桑村委員 2ページの「よって～」の段落の1行目の最後に緊急度の項目がそのままになっておりますが、これはよろしいのですか。

事務局 失礼いたしました。こちらは削除し忘れですので、削除させていただきます。

桑村委員 見つけたのはこの部分だけでしたが、他にも緊急度が書かれていた部分はあるのでしょうか。

事務局 同じ2ページですと、一番下の最後の行に本来緊急度があつたのですが、こちらは削除しておりましたので、御指摘いただいた部分も同様に削除いたします。失礼いたしました。

米谷会長 他に御意見ありますでしょうか。

野呂委員 答申案の3ページの第3の5のところですが、個人情報保護法第23条第4号に該当するかとということなのですが、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれが施設側にあるといえるのか、施設の事業に支障が生ずるおそれがあるのかというのが気になります。及ぼすおそれがないというのであれば、第23条第4号は該当しないことになりすし、他の例外事由もおそらく当てはまらないのでしようから、同意が必要になってくるのかなという感じがします。

なので、この調査は将来的に続いていくのだと思うのですが、今後は少なくとも利用申込書の下の方に同意を得られる欄を設けた方が無難だとは思いますが。

今回事業者側から見たときに、今まで提供しているので今回も提供してくれると思うのですが、法的に正しい対応なのかという部分をどう整理するか悩ましいなと思っています。

米谷会長 入居申込みをしてもらうときに同意を明示する方が個人情報保護法上の適切な運用かと思います。

野呂委員 先ほどの御説明でもあつたように、一応アンダーラインで分かりやすいように提供することがありますと書いていて、特に異議もなく申込書を提出しているので、黙示の同意があつたという意思解釈はできるとは思いますが、そのようなやり方しかできないのかなと。

米谷会長 この留意事項にその部分を加筆修正するという形で答申するというのも1つの方法かと思います。

野呂委員 ただ、これはすでに入所希望者から提出してもらっている申込書に基づいて調査を行うのですよね。答申案の第3の5というのは、基本的に今後のことを書いているのだと思います。今回の調査の元となる入所申込書の提出者について、施設側が同意を取ってくれるのであれば一番良いのですが、それは難しいでしょうから、現在手元にある資料を使って調査に対応すると思いますので、今回の収集の場面で第3の5は関係ないという話になってしまいます。将来の調査への提言としては意味があるのだと思いますが。

個人情報保護法第23条第4号の該当性については、何か他の自治体の例ですとか国の指針などはあるのでしょうか。

事務局 他自治体がどのような整理をしているかまでは把握しておりませんでした。

桑村委員 第4号に該当するかどうかというのは、今回だと入所申込者の重複を除外して実数を把握するという趣旨、このような事務を遂行する場合になると思うのですが、本人の同意を得ることにより、この事務の遂行に支障を及ぼすかというところになるのではありませんか。同意を得ようとする人と拒否する人が出てくるので、事務の趣旨からすると確実に何人いるかという数字を把握したいのに、実態から離れた数字が出てしまうから、事務遂行の上では同意を必要としないで情報収集する必要があるというようなことではないですか。

米谷会長 先ほど同意が明示的でないケースがあったとしたら、回答から除外するという話がありましたね。

実施機関 同意しませんと明確に拒否された場合には、氏名や生年月日は収集しないという形を取っております。ただ、そうであっても住所や被保険者番号は収集するので、結果として個人情報収集していることに変わりはないかもしれません。

桑村委員 4号であれば場合によっては収集できるということでしょうか。

実施機関 この事務というのが特別養護老人ホームの事業ではなく、我々が重複を除外するための事務というふうに解釈できるのかなと思っています。

桑村委員 だとすると、本来は同意を得なくとも収集できるところを自主的に除外している整理になるかと思えます。

米谷会長 なるほど、そのような整理で来ているのですね。

実施機関 はい。

桑村委員 それはやはり、そのように拒否する人は少ないという前提でいらっしゃるわけですよね。申込者は黙示的に同意しているという扱いをしているから、事務の遂行に支障はないという判断になるのだらうと思います。拒否人数が多くなってしまうと、正確な統計データが取れないので意味がなくなってしまうでしょうから。

実施機関 個人情報収集の同意を得られない方から個人を特定できない情報ですら収集できないとなると、事務に多大な影響を及ぼすことは確かです。

米谷会長 分かりました。

野呂委員は先ほどの御質問もあるかと思いますが、このような理解においても、なお現在の運用よりは個人情報の収集に関して県が利用することがある旨周知徹底を図るべきであるという御意見なのであれば、その旨を留意事項に付け加えることを検討したいと思います。いかがでしょうか。

野呂委員 第23条第4号に該当するのであれば、同意を得る必要がないということになるので、この答申案のとおり修正する必要もないと思うのですが、どうなのでしょう。

米谷会長 もし疑義が払拭されないのであれば、継続審議ということでももちろん問題ありません。

野呂委員 個人情報保護法の解説書などありませんか。第23条第4号についてどのような例があるのか教えていただければと思ひまして。

事務局 今手元には用意しておりませんでした。

米谷会長 もし時間を置いてすぐ御用意いただけるのであれば、用意していただければよいですし、用意いただくのが難しいということであれば、次回以降継続審議ということになりますかね。

事務局 担当が御用意しますので、少々お時間いただければと思います。

米谷会長 分かりました。では、その点は後ほど確認するとして、他の点について御意見等ありますでしょうか。

御意見等ないようでしたら、概ねよろしいですか。  
では、事務局の用意が整うまでいったん休憩とさせていただきます。

【休憩】

米谷会長

それでは再開したいと思います。

今配付いただいた資料について御説明願います。

事務局

お手元にコンメンタールから抜粋した資料を配付いたしました。鉛筆で囲っている部分が当該条項の解釈になります。後ろの方になりますが、「当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、同意を得ようとする調査の存在が公になる、証拠隠滅を図るおそれがある場合や同意を得るべき者が多数にのぼるために同意を得ようとする協力が実際上困難になる場合等を想定している。例えば、統計調査に協力する場合が考えられる」との記載がある部分になるかと思えます。

米谷会長

はい、ありがとうございます。

野呂委員、資料を御確認いただいて、いかがでしょうか。

野呂委員

統計調査に類似する調査であって、当てはまるという理解でいいのかなと思えました。

米谷会長

第3の5の書きぶりはいかがいたしましょう。このままにしますか。

野呂委員

このままでよいと思います。

米谷会長

他に御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

桑村委員

今の点で関連しますが、積極的に情報提供を拒否されている場合については、本人を特定できない情報のみを回答できるものとするというのは、本来は同意を得なくとも提供してもらって正確な統計情報を得る目的からすると、やはり矛盾しているように思えて、ただ、個人情報あまり収集しない方がいいということ考えると、そこを除かれるということであれば、それはいいかなと思うのですけれど、少し気になってしまいます。これは見込みとして、情報の正確性には支障がない、誤差の範囲であるという前提で、そのような対応を認めますという理解でよろしいですか。

実施機関

全員が全員、氏名と生年月日を除かれると正確なデータは得られないと思うのですが、少数であれば、氏名と生年月日を除いた形で重複を削除できますので、誤差の範囲で済むと考えております。

桑村委員

分かりました。ありがとうございます。

野呂委員

もう1点よろしいですか。個人情報保護法関連で、要介護度も収集することになっていますが、要介護度は要配慮個人情報には当たらないという整理になりますか。

事務局

こちらも以前の諮問の際に議論の対象となったのですが、結論としては当たらないというような整理になったようです。

野呂委員

手引きの4ページに説明が書かれてあって、身体障害や知的障害、精神障害は要配慮個人情報に当たるとなっていたので、少し気になりました。これは、やはり要介護度が分からないと調査の実益が達せられないということになりますか。

実施機関

特別養護老人ホームについては、原則要介護度3以上の方が入所ということになっていますが、要介護度1, 2で入所申込みされている方も実際のところそれなりにいらっしゃると思います。今後この計画で老人ホームの整備目標を立てていく上では、要介護度3以上の待機者が何名いるかというところが、この事務を行うポイントになりますので、要介護度の情報は必須になる項目となります。

米谷会長

野呂委員、よろしいですか。

野呂委員

はい、分かりました。



米谷会長 他に御質問ありますでしょうか。

杉浦委員 3年ごとに見直す計画であるとのことでしたが、その間に要介護度が変わった場合、改めて県に伝えるようにというようなものはあるのでしょうか。

実施機関 変わったとしても3から4になった状態などかと思われませんが、そのようなことはしていないですね。要介護度が急に軽くなったという話はないかと思えますので。あるいは入所待機も1年以内が平均ということにはなっておりますので、その期間で急速に悪化するということも考えられますが、1年ごとに要介護度を変更することがございますことから、その間に入居できる状態になってきているものと思われます。

杉浦委員 審査が1年で調査は3年に1回ということなのですか。

実施機関 今回の調査は計画の策定にあわせて3年に1回ということになっています。

杉浦委員 分かりました、ありがとうございます。

米谷会長 他にないようでしたら、このたたき台でいきたいと思えます。よろしいでしょうか。

**【各委員了承】**

米谷会長 では、この案で答申ということにしたいと思えます。

野呂委員 先ほどの桑村委員の御指摘部分は削った上でということでもよろしかったですね。

米谷会長 そうですね。この部分は軽微な修正ということで、会長に御一任いただいたの答申ということをお願いしたいと思います。

本事案は以上とさせていただきます。

**【実施機関退出】**

## **(2) 前回会議録の確認**

米谷会長 前回審査会の会議録の確認です。委員から修正等の連絡はありましたか。

事務局 訂正の連絡はありません。

米谷会長 他に御意見等ありますでしょうか。なければ、これで確定とします。

## **3 事務連絡**

事務局 では、次回以降の日程確認になります。

- ・日程確認 5月15日(金)午後1時30分から午後4時まで
- 6月19日(金)午後1時30分から午後4時まで
- 7月17日(金)午後1時30分から午後4時まで

事務局 また、現在新型コロナウイルスの関係で、在宅ワーク等勤務先に出られていない方がいらっしゃいましたら、旅費の再計算をさせていただきますので、その旨御連絡いただければと思います。

以上をもちまして、本日の個人情報保護審査会を終了させていただきます。ありがとうございました。